久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和８年１０月７日

久喜市教育委員会

教育長　柳沼光夫

久喜市教育委員会規則第１０号
久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成２２年久喜市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

本則中「市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「市長の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則」に、「第１条から第７条までの規定を準用する」を「の規定の例による」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。